

I 果樹

第1 趣旨

果樹は、他の作物と比較して労働時間が長く、かつ、労働量のピークが収穫等の短期間に集中する労働集約的な構造のため、園地の集積・集約化、規模拡大が進んでいないことなどから果樹の販売農家は10年で2割減少するなど生産基盤の脆弱化が継続している。

高品質な国産果実は国内外で高い評価を受けており、輸出品目としても高いポテンシャルを有しているにも関わらず、人口減少による国内需要の減少を上回って生産量が減少しており、国際競争力を維持し、安定した輸出を行っていくためには国内需要も含め生産量を確保することが急務となっている。

加えて、近年頻発している大規模自然災害、気候変動に起因する新規病害のまん延や今まで発生していなかった凍霜害や雹害の頻発など栽培環境の変化等のリスクが顕在化している。これらの災害によって国内外の市場が求める安定的な農産物の供給に支障が生じ、個別の農業経営のみならず産地としての競争力に大きな影響を及ぼしかねない状況となっており、果樹産地の労働生産性の向上のために省力的植栽方法への転換及び省力樹形の導入等が必要となっている。

また、我が国において、将来にわたって安定した良質な果実生産による国際競争力の高い持続可能な果樹農業を実現していくためには、予見し難い極端な気象推移や新規病害虫にも対応できる強固な生産基盤形成を進める必要があることから、災害防止設備等の導入を支援することで、今後発生する自然災害等を未然に防止し、安定生産を行うための体制構築が必要となっている。

さらに、果樹生産においては、高い防水性と透湿性を兼ね備えた被覆資材を利用した周年マルチ点滴灌水同時施肥法や機能性果実袋を利用した生理障害軽減技術等、安定した高品質生産を継続するための生産技術の確立が必要となっている。

これらの課題の解決を図るために必要な経費について補助を行うものとする。

第2 事業実施主体等

1 事業実施主体

(1) 事業実施主体は、次に掲げる者とする。

民間企業、特定非営利活動法人、事業協同組合連合会、事業協同組合、企業組合、協業組合、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人並びに全国の区域をその対象地区とする農業協同組合連合会及び協議会とする。

ただし、いずれの組織においても役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

- (2) 事業実施主体は、本事業の業務の実施に関する事項について、あらかじめ農産局長に協議の上、業務方法書に定め、又は変更するものとする。
- (3) 業務の内容については、2に定める本事業の事業実施者（以下「事業実施者」という。）に対する助成及びそれに附帯する業務とする。
- (4) 必要な報告の聴取又は調査
事業実施主体は、(3)の業務の実施に必要な限度において、事業実施者に対して、必要な事項に係る報告を求め、又は調査を行うことができるものとする。
- (5) 事業の円滑な推進
事業実施主体は、(3)の業務を適正かつ円滑に実施するため、次に掲げる取組を行う。
 - ア 推進・指導
事業の実施等に必要な事項についての周知の徹底、適正な事業の実施を確保するための事業実施者及び支援対象者に対する指導並びに所要の手續に係る事務
 - イ 交付事務
申請書等の審査、事業実施者及び支援対象者に対する助成等
 - ウ 実施確認
事業の対象となる取組に係る書面又は実地での確認
 - エ その他必要となる取組
アからウまでのほか、事業の適正かつ円滑な実施のために必要な取組

2 事業実施者

- (1) 本事業の事業実施者は、原則として都道府県法人（果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第4条の4第2号に規定する都道府県法人をいう。以下同じ。）とし、産地協議会と連携して事業を実施するものとする。
ただし、都道府県法人が設立されていない都道府県にあっては、当該都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会その他事業実施主体が本事業を適切に実施する能力を有すると認める団体が事業実施者となることができる。
- (2) 都道府県の区域を越える地域を地区とし、従たる事務所を設置している者が事業実施者となる場合の取扱いは以下のとおりとする。
 - ア 都道府県の区域を地区とする従たる事務所において事業を行う場合の事務手續については、事業実施者が都道府県ごとに事業を委任する者を置き、その者に行わせることができる。
 - イ 事業実施者がアに基づき都道府県ごとの事業を委任する者に事務を行わせるときには、あらかじめその旨を、当該都道府県を地区とする都道府県法人を通じて事業実施主体に届け出るものとする。
なお、当該都道府県に都道府県法人が設置されていない場合は事業実施主体に届け出るものとする。
 - ウ イに基づき都道府県ごとの事業を委任する者に事務を行わせるときの事務手續については、都道府県の全部又は一部の区域を地区とする者が事業を行う際

の事務手続に準じるものとする。

- (3) 別紙2の第2の1(4)に定める取組のうち安定した高品質生産に係る生産技術及びその他新技術の導入に係る実証試験(以下「技術の実証」という。)の実施については、次のア及びイを満たす場合に限り生産出荷団体その他事業実施主体が本事業を適切に実施する能力を有すると認める団体が事業実施者となることができる。

ア 自らが取組を実施すること。

イ 取組の計画、実施及び評価について都道府県からの指導を受けること。

- (4) 事業実施者は、事業等の実施に必要な事項について業務方法書に定めるものとする。なお、(3)にあつては、この限りでない。

3 支援対象者

第3に定める取組の支援対象者は、次に掲げる者とする。ただし、技術の実証については、次の(4)、(5)及び(6)に限る。また、2(3)の場合にあつては、支援対象者を設定しないものとする。

- (1) 産地計画において担い手と定められた者
- (2) 産地計画に参画している生産者(1年以内に担い手が所有権若しくは賃借権等取得し、又は果実の生産を行うために必要となる基幹的な作業を受託する旨の契約(継続して8年以上の期間を有するものに限る。)を締結することが確実と認められる農地に係る取組を行う場合に限る。)
- (3) 地域計画(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。)第19条第1項に定める地域計画をいう。以下同じ。)のうち目標地図(同条第3項の地図をいう。以下同じ。)に位置付けられた担い手等(目標地図に位置付けられている認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項第1号ハに定める組織)、市町村の基本構想(基盤法第6条第1項に定める基本構想)に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者)
- (4) 農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。)
- (5) 生産出荷団体(別紙2の第2の1(4)に定める取組に限る。)
- (6) 農産局長との協議の上で事業実施主体が特に必要と認める者

第3 事業の内容

国際競争力の強化に向けた果樹産地の体質強化を図るため、第2の1の事業実施主体が生産基盤強化を目的として実施する、第2の3に定める本事業の支援対象者(以下「支援対象者」という。)が、『果樹産地構造改革計画について(平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知)』(以下「産地計画通知」という。)に基づく産地協議会(以下「産地協議会」という。)が、産地計画通知に基づき策定した果樹産地構造改革計画(以下「産地計画」という。)等に基づき、当該計

画に定められた品目・品種について行う労働生産性の向上が見込まれる別紙2の第2の1に掲げる取組に対し支援する取組とする。

また、各取組に係る留意事項は、以下のとおりとする。

- (1) 技術の実証については、社会情勢や自然環境等の変化に対応し、高品質果実の生産を維持するための技術や資材の大規模実証とし、その補助率は1/2とする。
- (2) 植栽（別紙2の第2の1（8））及び伐採・抜根・整地（別紙2の第2の1（6））とあわせ行う植栽（伐採後、伐採した面積と同規模の農地に新たに植栽する場合を含む。Iにおいて以下同じ。）については、国際競争力の強化に向けた果樹産地の体質強化を図るための省力樹形（未収益となる期間の短縮が期待できるものであり、かつ、面積当たりの労働時間の縮減、又は面積当たり収量増加を慣行比10%以上とすることが試験結果若しくは事例で確認できる樹形。Iにおいて以下同じ。）や、省力的植栽（園地内の作業道を確保し、樹高を低く仕立てるなど、整理して作業性、安全性を高めた植栽方法。Iにおいて以下同じ。）、優良品目・品種の植栽とする。
- (3) 別紙2の第2の1の（9）の未収益支援の補助率は、10a 当たり 22 万円の定額とする。

第4 事業の実施要件

本事業の実施要件は、次に掲げる全ての要件を満たしていることとする。

- (1) 別紙2の第2の1に定める取組のうち（4）以外の取組については、事業を実施する地域は、産地計画が策定されている地域又は事業実施年度中に産地計画を策定することが確実と見込まれる地域であること。また、技術の実証については、実施する取組の内容は、果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第2条の3に基づき都道府県が策定する果樹農業振興計画の方針に沿ったものであること。
- (2) 別紙2の第2の1（8）及び（9）に定める取組について、支援対象者は事業実施の4年後に転換の態様が維持されていることを確認し、事業実施者に報告すること。
転換の態様が維持されていることの確認に当たっては、事業実施の内容、転換の態様が維持されているかについて第5に定める果樹先導的取組支援事業実施計画との突合を行うとともに、確認時の対象果樹園の写真（日付入り）等の確認根拠書類を5年間保管すること。
- (3) 支援対象者が事業実施から4年後までに以下のアからウまでのいずれかの要件を満たすこと。ただし、技術の実証については、支援対象者（第2の2（3）の場合にあつては事業実施者をいう。以下同じ。）が事業実施の翌年度までにエの要件を満たすこと。
ア 支援対象者の果樹栽培面積のうち、産地計画における生産振興品目・品種の栽培面積を8割以上とすること
イ 生産量又は販売額を12%以上増加させること

- ウ 災害防止設備又は病害低減設備の導入により、対象となる災害又は病害が大きく発生した年と比較して単収を1割以上増加させること
- エ 技術の実証の取組により得られた成果を他の産地も含め活用できるように公表すること
- (4) 実施面積が1か所当たり以下のとおりであること。
- ア 別紙2の第2の1のうち以下のイ及びウ以外の取組：地続きでおおむね2a以上
- イ 別紙2の第2の1(1)及び(2)に定める取組（以下、「ほ場条件整備等」という。）：地続きでおおむね10a（ただし、土壌土層改良の取組は地続きでおおむね2a）以上
- ウ 別紙2の第2の1(4)に定める取組：おおむね200a（ただし、別紙2の第2の1(4)に定める取組のうち展示ほの設置（以下「展示」という。）は地続きでおおむね2a）以上
- (5) ほ場条件整備等の実施に当たっては、原則として支援対象者が農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく果樹共済又は収入保険に現に加入しているか、次年度に加入することを確約すること。
- また、これ以外の取組を事業実施者が実施するに当たっては、近年、気象災害が増加していること等に鑑み、果樹共済及び収入保険、その他の農業関係の保険への加入等により果樹経営の安定化を促すものとする。
- (6) ほ場条件整備等及び省力的植栽ほ場の展示に当たっては、試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく設備の設計及び施工を行うこと。
- (7) 別紙2の第2の1(2)に定める取組のうち雨よけ設備の設置及び展示については、別紙2の第2の1(8)に定める植栽の取組と一体的に実施するものとする。

第5 果樹先導的取組支援事業実施計画

- (1) 支援対象者は、支援の対象となる取組の内容、事業完了年月日その他本事業の実施に必要な事項を定めた果樹先導的取組支援事業実施計画を別紙参考様式第1号及び別紙参考様式第3号により事業実施者に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、技術の実証を実施する支援対象者は、別紙参考様式第2号及び別紙参考様式第3号により事業実施者に提出し、その承認を受けるものとする。
- (2) 事業実施者は、(1)の承認をしようとするときは、都道府県知事及び事業実施主体に協議するものとする。
- (3) 果樹先導的取組支援事業実施計画を変更する場合は、(1)及び(2)の規定を準用するものとする。
- ただし、当該計画の変更の承認又は協議を要する事項については、事業量又は事業費の30%以上の増減及び特に必要と認められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

第6 推進指導体制等

(1) 全国段階

事業実施主体は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、農産局と連携して必要な情報の収集に努めるとともに、事業実施者その他関係機関に指導を行うものとする。

(2) 都道府県段階

事業実施者は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、連携して産地協議会その他関係機関に指導を行うものとする。

(3) 産地段階

産地協議会は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、関係機関と連携して、支援対象者に指導を行うものとする。ただし、技術の実証についてはこの限りでない。

第7 補助金の配分等

1 補助金の配分

(1) 事業実施主体は、国から交付された補助金の範囲内において、次に掲げる事項を勘案して算出したポイントに応じた額を事業実施者へ交付するものとする。

ア 担い手への園地の集積状況

イ 振興品目の生産状況

ウ 農地中間管理機構等を通じた園地整備の取組状況

エ 農地中間管理機構の産地協議会への参画状況

オ 農業共済及び収入保険の加入状況

カ G A P の取組状況

キ 革新計画（令和元年度持続的生産強化対策事業のうち次世代につなぐ営農体系確立支援事業により策定した計画又は令和2年度及び令和3年度スマート農業総合推進対策事業のうち次世代につなぐ営農体系確立支援事業のうち産地の戦略づくり支援により策定した計画）の策定の有無

ク 輸出の取組状況

ケ 水田活用の取組状況

コ 労働生産性向上の取組状況

(2) (1)に基づく交付額の算出の基礎となる指標については、(1)に掲げる事項ごとに、事業実施主体が農産局長と協議して定めるものとするが、省力樹形の導入や農地中間管理機構等の活用等の構造改革に取り組む産地協議会に対しては、優先配分するものとする。

(3) 設備導入の取組のうち雨よけ設備の導入については、産地協議会ごとに(1)に掲げる事項を勘案して算出したポイントの高い順（同一ポイントを獲得した産地協議会が複数ある場合には、当該取組の要望額の小さい順）に並べ、事業実施主体が農産局長と協議して定める当該取組の予算額の範囲内において、ポイントが上

位の産地協議会から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を事業実施者へ交付するものとする。

2 補助金の交付

- (1) 補助金の交付を受けようとする支援対象者は、別紙参考様式第4号又は別紙参考様式第5号に定める果樹先導的取組支援事業補助金（変更）交付申請書により事業実施者（第2の2（3）の場合にあつては事業実施主体）に対し補助金の交付を申請するものとする。
- (2) 事業実施者（第2の2（3）の場合を除く。）は、支援対象者からの補助金の交付申請を取りまとめ、事業実施主体に対し補助金の交付を申請するものとする。

3 実績報告

- (1) 支援対象者は、本事業の実績について、第5の（1）の果樹先導的取組支援事業実施計画の内容に準じて記載するとともに、補助金の請求額について、別紙参考様式第6号に定める果樹先導的取組支援事業補助金実績報告書兼補助金支払請求書により事業実施者（第2の2（3）の場合にあつては事業実施主体）に報告するものとする。
- (2) 事業実施者（第2の2（3）の場合を除く。）は、支援対象者からの報告を取りまとめ、内容を審査の上、事業実施主体に報告するものとする。

4 補助金の支払い

事業実施主体は、3の（1）及び（2）により報告された場合には、第2の1（2）の業務方法書に定めるところにより、補助金を交付するものとし、事業実施者は、第2の2（4）の業務方法書に定めるところにより、当該支援対象者に対して補助金を支払うものとする。

第8 その他

- 1 支援対象者等は、事業の実施に当たり複数の業者から見積もりを徴取する等により、事業費の低減に努めることとする。
- 2 本事業の手続きに係る様式は、別紙参考様式を例として、事業実施主体又は都道府県法人等がその業務方法書に定めることができるものとする。